



鴻巣市

第4弾

住宅等防犯対策補助金のご案内

空き巣等の犯罪を未然に防止するため、市内の住宅、店舗及び事業所等において防犯対策を実施する方に対し、費用の一部を補助します。

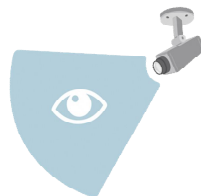
申請条件

- ☑ **令和7年2月1日から令和8年2月28日までに**実施した下記の防犯対策が対象
- ☑ **市内の販売店で購入・設置をしたもの**
- ☑ **申請は市内の1つの住宅等につき1回のみ**

最大 **1万円** 補助
対策するなら、**今** です！



制度の概要



対象者	補助対象となる防犯対策	補助割合
当該補助対象事業を実施した市内の住宅等の所有者、使用者、管理組合	(1) 防犯カメラの設置 ※設置場所・撮影範囲が住宅等の敷地内(原則室外撮影)で、近隣住民のプライバシー保護に留意していること (2) 防犯フィルムの取付 (3) 人感センサーライトの設置 (4) モニター付きインターホンの取付 (5) 防犯性の高い錠・補助錠の取付 (6) センサーアラームの取付 (7) 詐欺防止電話機器の設置 (8) その他市長が認める住宅設備 例：面格子、防犯砂利、ダミーカメラ等	実支出額の2分の1 (上限10,000円) ※1,000円未満の端数がある場合は切捨て ※複数の設備を合わせて申請することもできます。 補助額の上限は変わりません。 ※2,000円以上の商品のご購入が補助対象となります。

申請方法

令和7年4月1日から令和8年3月13日までに「自治振興課窓口に提出」または「電子申請」

※電子申請については下記2次元コードをスマートフォン等で読み込み、お手続きをしてください。

必要書類	注意事項
1 申請書	市HPからダウンロードまたは自治振興課窓口で配布 ※申請者名義の振込先口座を記入
2 補助対象事業の宛名入りの領収書 (コピー可) ※宛名のない領収書は原本提出となります。	宛名、購入日または施工日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称・住所等が記載されているもの
3 購入物や施工の内容が記載された書類	※左記事項が領収書に記載されている場合は不要
4 写真	設置・取付したことが分かる写真 ※モニター付インターフォンの場合は、室内(モニター)側と屋外側の写真のご提出をお願いします。
5 【店舗・事業所を使用者が申請する場合】 建物等を使用していることが分かる書類	公共料金の領収書、契約関係の写し等

◎予算の上限に達した場合は、申請期間中に受付を終了します。

申請書ダウンロード・電子申請

鴻巣市ホームページ
申請書のダウンロードはこちら→



電子申請はこちら→



よくある質問

質問	回答
世帯主以外でも申請できますか？	申請できます。ただし、領収書の宛名と同じ方が原則申請者となり、1つの住宅等につき1回のみです。
ネットや通販サイトで購入したものは、補助の対象になりますか。	対象になりません。市内店舗で購入・設置した商品が補助の対象となります。
詐欺防止電話機器とはどのような機能がついたものですか？	警告メッセージ・自動通話録音機能がついたものが対象になります。
複数の商品を購入した場合は申請できますか。	複数の商品を組み合わせての申請は可能です。 (例) 人感センサーライトと詐欺防止電話機器の購入した場合、合計金額の2分の1(上限1万円)を補助します。
対象商品の交換は、補助の対象になりますか。	故障・破損などによる同一商品の購入・設置は対象外です。